



2025年冬 延長保証保険 商品改定のご案内



本日付で実施する、延長保証保険の改定とその概要についてご案内します。

多様な延長保証スキームへの対応や検査負担の軽減を目的として、保険加入時に実施する外装工事が無い場合もメンテナンスコースを利用できるよう取扱いを見直します。また、高耐久な塗料の利用を前提に、保険の継続利用時に塗膜補償を継続できる取扱いを追加します。

1. メンテナンスコースにおけるメンテナンスレス対応の追加

(1) 防蟻工事の取扱いの見直し

これまで次のようなケースでもメンテナンスコースを利用できるよう防蟻工事をメンテナンス工事として扱っていましたが、**検査負担と保険の引受けリスクのバランスを鑑みて、メンテナンス工事として扱わないこととします。**

①	高耐久の部材やメンテフリーの部材を使用しているため、10年目に実施する外装工事が無い。
②	メンテナンスの実施時期に対する考え方から、初回のメンテナンスを20年目に予定している。

		現 行	⇒	改 定 後
	防蟻工事の取扱い	メンテナンスとして扱う		メンテナンスとして扱わない

(2) メンテナンスレスで保険利用ができる取扱いの追加

上記の対応に伴い、**防蟻工事以外に実施する工事が無いような場合もメンテナンスコースを利用できるよう取扱いを見直します。**保険の初回利用時だけでなく、継続利用時も高耐久の塗料の使用やメンテレスな屋根材等の使用によりメンテナンスが20年間隔となる場合は、メンテナンスレスでの利用が可能になります。

■ 見直し後のメンテナンスコースの利用条件

		現 行	⇒	改 定 後
	保険の利用時期 初回利用時継続利用時共通	防蟻工事を含めて 何らかの工事が必要		メンテナンスレスでも利用可

■ メンテナンスレスでの利用シーン

保険の利用時期	現 行
初回利用時	初回のメンテナンスを20年目に予定(初期20年保証物件)
継続利用時	高耐久の塗料の使用により、メンテナンスの実施周期が20年となる

■ メンテナンスレスでの利用時の現場検査

施工状況の確認がないため、現場検査では**検査コースと同様に、建物の現況確認のみ実施**します。施工状況の確認が無いため、**検査省略を適用した場合は実地検査がなくなり、検査料も検査コースの検査特例適用時と同額**となります。

	防蟻工事をメンテナンス扱い		メンテナンスレスでの利用
完了後検査での確認内容	建物の現況確認 施工状況の確認	⇒	建物の現況の確認
検査特例の対象	現場検査の一部 (建物の現況確認部分)	⇒	現場検査の全部
検査特例適用時の実施検査	実地検査あり (施工状況の確認)	⇒	実地検査なし

> メンテナンスレスでの利用時の現場検査料(税抜き)

延べ床面積	防蟻工事をメンテナンス扱い			⇒	メンテナンスレスでの利用	
	標準 (実地検査)	検査特例適用			標準 (実地検査)	検査特例適用 (書類検査)
		実地検査	リモート検査			
~125㎡	19,000	16,800	9,000	⇒	19,000	3,000
125㎡~150㎡	20,400	17,200	9,400	⇒	20,400	3,400
150㎡以~	24,800	17,600	9,800	⇒	24,800	3,800

> 改定後の延長保証保険の活用事例集はここから確認できます。



保険の利用のためには防蟻工事を含めて何らかの工事が必要となり、検査特例を利用した場合でも検査で居室内への立ち入りが必要となるなど、検査負担も大きい



- ・建物の仕様や住宅事業者ごとのメンテナンスの実施時期に考え方に応じた、様々な延長保証スキームに対応できる。また、検査特例利用時は実地検査がないので、検査コストも軽減できる。
- ・15年以内の期間は元々推奨工事なので、メンテナンスレスとする場合でも使用している部材の確認は不要で、事務負担なく利用できる。

補 足



- ・建物の現況確認で基礎のクラック等の不備を確認した場合は、申込前にその部分の補修が必要です。
- ・検査特例利用時は、検査コースと同様に現況確認の実施から3ヶ月以内に、申込みを行う必要があります。
- ・継続利用時のメンテナンスレス対応は、通常のメンテナンスコースからの継続利用が前提となり、満了前の申込みが必要です。やむを得ない事情で申込みが満了後となる場合も保険の終了日は変わりません。
- ・初回のメンテナンスを15年目に予定している場合や、15年周期のメンテナンスを前提とする延長保証スキームの場合は、メンテナンスコースと検査コースの組合せを活用してください。
- ・延長保証保険は瑕疵を補償するものであり、経年劣化による雨漏れは補償されません。メンテナンスレスでの保険利用を予定する場合は、使用部材の耐用年数の経過が雨漏れに直結する建物でないことを、事前にご確認ください。

2. 継続利用時に塗膜補償等を継続できる取扱いの追加

20年周期の再塗装を前提とする、高耐久の塗料を使用した延長保証スキームに対応できるよう、**保険の継続利用時に塗装工事を行わない場合でも、塗膜補償やタイル剥落補償の継続ができる**ようになりました。

		現 行	⇒	改 定 後
	メンテナンスコースの継続利用時	塗膜補償の継続不可		塗膜補償の継続可 (継続期間 10年)
	検査コースの継続利用時	塗膜補償の継続不可	⇒	塗膜補償の継続可 (継続期間 5年)

継続利用するコース	...	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						
メンテナンスコース				塗膜補償(10年)											塗膜補償継続(10年)														
検査コース				塗膜補償(10年)											塗膜補償継続(5年)														



10年以上の耐用年数がうたわれている高耐久の塗料を使用しているのに、塗膜補償は10年で終了してしまうので、グレードの高い塗料を使用するメリットを活かしきれない。



高耐久の塗料を使用している場合は、耐用年数に見合った塗膜補償を提供できる。

補 足



- ・メンテナンスコースを利用した塗膜補償の継続適用は、フッ素系や無機系等の20年程度の耐用年数を期待できる塗料の使用時を想定しています。
- ・検査コースを利用した塗膜補償の継続適用は、シリコン系やフッ素系、無機系等の15年程度の耐用年数を期待できる塗料の使用時を想定しています。
- ・バルコニーがない建物の場合など、メンテナンスコースでの塗膜補償の継続時に実施するメンテナンスがない場合は、メンテナンスレスでの保険の利用が可能です。

3. メンテナンス工事実施基準の見直し

今回の改定に合わせて、**20年程度の耐用年数が期待できる高耐久の塗料を使用している場合は、保険の継続利用時に塗装工事を省略できる取扱いを明確化**し、塗膜補償を継続できる塗料の要件を追加しています。

- > 改定後のメンテナンスコースの商品概要説明資料はここから確認できます。
- > 改定後の検査コースの商品概要説明資料はここから確認できます。
- > 改定後の延長保証保険の活用事例集はここから確認できます。
- > 改定後の延長保証保険の保険料表はここから確認できます。
- > 改定後のメンテナンス工事実施基準はここから確認できます。

本 件 に 関 す る 問 合 せ 先

受付センター

03-5408-8486

info@house-gmen.com

問合せフォーム

こちらから問い合わせフォームにアクセスできます。

